**平成２５年（フ）第３７０号**
新潟市東区石山団地９番19―101号
債務者　金井　正史
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第３７１号**
新潟市東区石山団地９番19―101号
債務者　金井テル子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第４１７号**
新潟市東区下木戸２丁目26番15号　ハイムルーエ307号
債務者　遠藤早奈美
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第３８号**
福井県敦賀市以下秘匿、前住所福井県敦賀市白銀町１番30号
債務者　水田圭央里
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２５年（フ）第１６５号**
長野市稲里町中氷鉋888番地16
債務者　荒井　重美
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１６９号**
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4106番地
債務者　佐藤　　正
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第７９号**
長野県茅野市豊平1110番地１
債務者　小林　　望
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２５年（フ）第５６号**
長野県伊那市西春近8556番地
債務者　酒井　謙輔
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２５年（フ）第４４７号**
兵庫県加古川市野口町坂元北５丁目７番地レオパレスリ・フジワラ102号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町土山1168番地の１　リベール土山Ⅱ―201号
債務者　牛尾　啓治
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第４４９号**
兵庫県姫路市豊沢町215番地　新明和荘５号室、住民票上の住所兵庫県姫路市北条宮の町631番地　市営庄田住宅５棟523号
債務者　美来こと　角田　　仁
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第５６号**
兵庫県揖保郡太子町立岡313番地８　ドミールマエダ102号室
債務者　南浦　裕矢
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２５年（フ）第３６５号**
奈良市川上町395番地の１　第２号市営住宅第６―203号
債務者　村川　綾子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第１０６号**
鳥取県鳥取市桜谷180番地９
債務者　岸本　頼都
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１２８号**
鳥取県鳥取市叶375番地３、旧住所鳥取県鳥取市桂見513番地16
債務者　寺尾　　勝
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１２９号**
鳥取県鳥取市叶375番地３、旧住所鳥取県鳥取市桂見513番地16
債務者　寺尾喜美恵
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１３２号**
鳥取県鳥取市吉方町２丁目220番地２、住民票上の住所鳥取県鳥取市立川町１丁目56番地10
債務者　水杉八重子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２００号**
鳥取県米子市淀江町佐陀2123番地　A101号
債務者　林原　麻里
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部